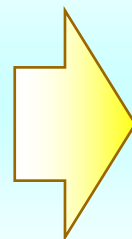


「特別支援教育支援員」の地方財政措置について

背景 学校教育法の改正により、平成19年4月からは小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことを明確に位置づけられた。

小・中学校における障害のある児童生徒へのこれまでの支援状況

- ・ 特別支援学級、通級指導対象者の増加
- ・ LD、ADHD等の発達障害のある児童生徒への教育的対応の必要性
- ・ 児童生徒の障害の重度、重複化



介助員、学習支援員などの活用で対応（都道府県及び市町村の独自予算）



これらの小中学校に在籍する障害のある児童生徒に対して支援を行う者について「特別支援教育支援員」という広い概念で整理し、地方財政措置が行われる。

＜ 特別支援教育支援員の業務内容の一例 ＞

学校教育活動上の日常生活の介助・・・食事、排泄などの補助、車いすでの教室移動補助など
学習活動上のサポート・・・LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒等に対する安全確保など

＜ 地方財政措置の概要 ＞

措置開始時期	平成19年度より
平成20年度措置額	約 360億円（市町村分）
特別支援教育支援員数	平成20年度 30,000人相当（全公立小中学校数に相当） （平成19年度措置額 約250億円 支援員 21,000人相当）

